

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

自粛と給付は一体で

持続化給付金などの再給付を

大阪府でも1月14日から緊急事態宣言が出されました。夜間20時から午前5時までを営業時間としていた飲食店では、アルコールの提供を11時から19時までに限定し、20時以降の営業を自粛する時短営業に応じた場合には協力が金が支給されることになりました。営業時間もともと20時までとしている店舗は対象となりません。

しかし、不要不急の外出自粛やテレワークなどの推奨が国・自治体から呼びかけられているため、影響は幅広い業種になっていきます。江坂の会員の飲食店ではランチ営業も勤務先がオフィスに出勤していても外食を禁止されていることもあり大幅に売上が落ち込んでいます。レンタカーの営業している会員からは行楽などで休日には上がっていた売上が大幅に落ち込んでいるとの声もありました。小売店の会員は人通りが大幅に減ったことで店が暇になつていてと嘆いています。また専門機器の製造販売をしている会員は業界の経営難のためこの1年の売上が9割減で給付金などを全部活用してギリギリ乗り切つていているとのこと。

営業の制限を求めている飲食店への給付はもちろんですが、2度目の持続化給付金などのあらゆる業種に対して支援が必要です。署名活動で国・自治体に求めていきましよう。署名活動を力を合わせてがんばりましよう。

飲食店の会員さんへ 感染防止対策の徹底を

緊急事態宣言が出された14日から時短営業を実施した場合は150万円、準備期間として18日までに実施した場合は126万円の協力を支給するとされました。給付の要件などはこのニュースの裏面に大商連作成の案内を添付してありますので参考にしてください。申請方法などは未定ですが、感染防止対策を徹底してください。感染対策のガイドラインが業界ごとに策定されています。飲食店やカラオケ施設などのガイドラインが必要な方は民商までご相談ください。

入店者が使える手指の消毒液の設置や、テーブルなどの清掃の際には消毒なども必要です。またカウンター席では客席毎にアクリルパネルなどで仕切りができない場合、1m以上間隔をあけるなど対策されていると思います。仕切りが必要な場合は文房具用品であるブックエンドとダブルクリップを準備し、ホームセンターなどで購入できるプラダンシートなどを使えば、視界は狭くなりますが安価な仕切りを作成できます。ネットなどで数多く紹介されていますので検索してみてください。



お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と！

持続化給付金・家賃支援給付金の

期限延長と修正依頼について

持続化給付金・家賃支援給付金について必要書類の用意が難しいなど「申請期限に間に合わない事情」がある場合は2月15日まで受付が延長されました。2月15日までに申請する場合は1月31日までに申請期限の延長を申し出る必要がありますのでご注意ください。中小企業庁は「事情に応じて柔軟に対応する」としていますので、申請がまだの方は諦めずに民商までご相談ください。

持続化給付金・家賃支援給付金ともに申請したのに、修正依頼が届いてなかなか解決できないことや申請したが長期間全く連絡がないなどもご相談ください。中企庁は期限内に申請した事案については年度末(3月末)まで審査を継続するとしています。修正がせずに放置すると不支給として決定される恐れもありますのでこちらもご相談ください。

毎年恒例の宣伝ビラの配布に

「協力ください」

日頃より民商活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。確定申告の時期に入りました。民商では毎年この1月から3月を「春の運動」と題して仲間を増やす宣伝活動を強化しています。民商は会員の皆さんの一人一人の営業やくらしなどの悩みを解決するとともに、国や自治体など行政に対して要望書などで中小業者のための制度の創設や改善を求める運動もしています。このような運動は民商の組織が大きくなってこそ実現します。役員・事務局が直接ビラをもってお願いに伺いますのでぜひご協力ください。

- ▼ 相談会を案内する内容を含んでいます。日程は2月4日からですので1月中旬に配布してください。
- ▼ マンションなどの集合住宅では「関係者以外立入禁止」「ビラ配布禁止」など掲示している場所では配布しないでください。

伝言板

一般の方向け 自営業者・フリーランスのなんでも相談会

- 2月4日(木) 14時00分・2月5日(金) 18時30分
 - 2月6日(土) 13時00分
- 会場 民商会館

民商の入会対象になる方に向けての相談会です。お知り合いで民商を勧めたい方がいればご紹介ください。

無料法律相談(要予約)

- 2月18日(木) 13時00分 民商会館
- 予約は2月12日(金)まで 定員の時点で締め切ります。